

# 機械警備業務委託契約書（案）

公益財団法人 奈良市生涯学習財団（以下「発注者」という。）と  
（以下「受注者」という。）とは、奈良市生涯学習センター他 23 館  
の機械警備業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（警備物件）

第1条 委託物件は、次のとおりとする。

- ・別添 警備対象施設一覧表による。

（警備業務）

第2条 警備業務内容は、別紙「奈良市生涯学習センター 他 23 館 機械警備業務仕様書」（以下「仕様書」という。）の定めるところによる。

（委託期間）

第3条 本契約の期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（委託料）

第4条 発注者は第1条の委託業務に対する委託料として、次の金額を支払うものとする。

月額	金	円
	（うち、消費税及び地方消費税の合計額	金 円）

契約期間全体の執行予定額	金	円
	（うち、消費税及び地方消費税の合計額	金 円）

2 受注者は前条の業務委託料を毎月発注者に請求し、発注者は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

3 この契約の開始または解除した日が、月の途中である場合のその月の委託料は、日割り計算とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

4 業務委託料及び契約条件等は、情勢の変化あるいは、やむを得ない事情が発生したときは、発注者受注者協議のうえこれを改定することができる。

（警備装置の設置と保守）

第5条 受注者は、警備業務遂行上必要と認められた場合に、発注者の承認を受けて、警備機器及びこれに付帯するすべての設備（以下「警備装置」という。）を設置するものとする。

2 受注者は、設置した警備装置が最良の機能を発揮するように、常に整備と保守を行うものとし、これに要した経費は、受注者の負担とする。

(警備装置の所有権)

第6条 警備装置については、受注者がこれを設置して受注者の所有に属するものとする。

(補修費の負担)

第7条 警備装置が故障した場合の補修費の負担は、次のとおりとする。

(1) 発注者の故意又は過失によって故障を生じたと認められる場合は、発注者の負担とする。

(2) 前号以外の理由により生じた故障によると認められる場合は、受注者の負担とする。

(その他の経費の負担)

第8条 警備装置に必要な電気料金は、発注者の負担とする。

2 不法侵入等異常事態発生に際し、その通報連絡のため館内の電話を使用した場合の料金については、発注者の負担とする。

(損害賠償責任)

第9条 受注者は、次の場合その損害を賠償しなければならない。

(1) 受注者が、不法侵入に対する警備業務実施中に、受注者の責めに帰すべき事由により、警備委託物件及び物件内にある人身等に損害を与えた場合

(2) 受注者が設置した警報機器の不備に起因して発注者に損害を与えた場合

(3) 発注者が、警備業務実施中に被害を受けた場合

(損害賠償限度額)

第10条 前条(1)・(2)号の損害限度額は、1事故につき対人賠償、対物賠償あわせて1事故合計10億円也とする。

(報告及び通報)

第11条 受注者は、毎月警備状況を所定の警備報告書に記入し、報告するものとする。

2 不法侵入等事故発生ときは、受注者は直ちに適切な措置を講ずるとともに発注者にその措置状況を通報し、所定の緊急事態発生処理報告書をもって、報告するものとする。

(秘密の保持等)

第12条 受注者は、この契約に基づく業務中に知り得た発注者の秘密を一切他に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 受注者は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が認めた場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が正当な理由なくしてこの契約の全部又は一部を履行しないとき

(2) 発注者において、受注者がこの契約を履行することができないと認めるとき

(警報装置等の撤去)

第 15 条 この契約を解除した場合は、受注者は、発注者及び受注者の所有にかかる警報装置及びこれに付帯する一切の警報機器を撤去し、これに要する経費は、受注者の負担とする。但し、発注者の責めに帰すべき事由による場合は発注者の負担とする。

(警備物件の構造変更等)

第 16 条 発注者は、警備物件の増築・改築並びに付帯する構造の機能変更等を行う時は、受注者に対して 15 日前に遅滞なく書面をもって通告し、警備条件の検討を求めるものとし、発注者の任意による施工により生じた警備物件にかかる事故について、受注者は理由の如何を問わず、賠償の責めを負わない。

2 前項の変更に伴う工事料実費については、発注者の負担とする。

(契約外の事項)

第 17 条 この契約に定めない事項について疑義が生じたときは、その都度発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。

上記の契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印して各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 奈良市杉ヶ町 23 番地  
公益財団法人 奈良市生涯学習財団  
理事長 西谷 忠雄

受注者

